

豚コレラ発生に伴う野生動物等からの 病原体の侵入防止の徹底について

豚コレラの発生が確認された岐阜県の養豚農場では、豚の殺処分や農場内の消毒など防疫措置が終了しましたが、この農場の半径10kmの範囲内で確保された死亡イノシシの感染確認検査で、豚コレラを否定できない結果が出ました。

豚、イノシシの飼養者の皆様は、農場等へのイノシシなど野生動物からの病原体の侵入防止を徹底してください。

◆豚コレラの病状

発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎、歩行困難など強い感染力と高い死亡率を特徴とします。

◆豚コレラの伝播

唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。

◆豚コレラの治療法はありません。

汚染国ではワクチン接種を実施しています。

◆日本国内では平成4年の最終発生以降、国内清浄化し、現在、ワクチン接種を実施していません。

◆飼養衛生管理基準に基づき、人、車両の消毒、健康観察と異常豚の早期発見、早期通報、生肉を含むまたは含む可能性のある飼料の適正使用、野生動物との接触防止の徹底をお願いします。